

経済産業省

20保安第36号

平成20年10月17日

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

経済産業省原子力安全・保安院保安課

NISA-261c-08-02

平成20年9月30日付け警察庁丁生環発第276号をもって、警察庁生活安全局生活環境課長から、別紙のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

これを受けて、原子力安全・保安院は、別添(NISA-261c-08-01)のとおり、各産業保安監督部長及び支部長(那覇産業保安監督事務所長を含む。)並びに各都道府県の高圧ガス保安・火薬類取締担当部長等あて連絡しましたのでお知らせします。

また、高圧ガス及び火薬類に係る関係団体においては、法令違反車両が運行することのないよう、会員に対する指導の徹底をお願いします。

別紙

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

1. 指導取締りの実施期間

平成20年11月1日(土)から同11月30日(日)までの1か月間

2. 指導取締り対象

次に掲げる危険物を運搬している車両を重点対象とすること。

- (1) 消防危険物
- (2) 高圧ガス
- (3) 毒物及び劇物
- (4) 火薬類
- (5) 届出対象病原体等

3. 指導取締り適用法令等

(1) 指導取締り適用法令

ア 危険物運搬上の保安基準違反

(ア) 消防危険物の運搬及び移送基準違反

(消防法第10条第3項・第4項、第16条、第16条の2第1項～第3項)

(イ) 高圧ガスの移動基準違反

(高圧ガス保安法第23条第1項・第2項)

(ウ) 毒物及び劇物の運搬基準違反

(毒物及び劇物取締法第16条第1項)

(エ) 火薬類の運搬基準違反

(火薬類取締法第20条第1項・第2項)

(オ) 届出対象病原体等の運搬基準違反

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の27第4項)

イ. 車両の安全運行に関する道路交通法等違反

(ア) 積載の方法、積載の制限等

(道路交通法第55条、第57条)

(イ) 整備不良車両の運転の禁止

(道路交通法第62条)

(ロ) 無免許運転、酒気帯び運転等、過労運転等、無資格運転の禁止

(道路交通法第64条、第65条、第66条、第85条第5項)

(エ) 違反行為の下命・容認等

(道路交通法第74条の3、第75条第1項)

(オ) 無車検車運行

(道路運送車両法第58条第1項)

(カ) 無保険車運行

(自動車損害賠償保障法第5条)

ウ 車両通行道路の制限違反

危険物積載車両の水底トンネル通行禁止、制限違反

(道路法第46条第3項)

(2) イエローカードの携帯の指導

事故の際の被害拡大防止に資するため、イエローカードの携帯を働き掛けること。